

令和7・8年度物品役務等入札参加資格審査申請書提出要領

1 資格要件

資格審査を受けることができるのは、次に掲げる事項全てに該当する者とする。

- (1) 申請日時点で、1年以上の営業実績がある者
- (2) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする業種にあつてはこれを受けている者

2 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- (5) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年間を経過しない者
 - ア 契約の履行にあたり、故意に製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方公共団体の監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札参加資格審査申請を要する営業種目

(1) 物品購入等

ア 衣服・その他繊維製品類、イ ゴム・皮革・プラスチック製品類、ウ 窯業・土石製品類、エ 非鉄金属・金属製品類、オ フォーム印刷、カ その他印刷類、キ 図書類、ク 電子出版物類、ケ 紙・紙加工品類、コ 車両類、サ その他輸送・搬送機械器具類、シ 船舶類、ス 燃料類、セ 家具・什器類、ソ 一般・産業用機器類、タ 電気・通信用機器類、チ 電子計算機類、ツ 精密機器類、テ 医療用機器類、ト 事務用機器類、ナ その他機器類、ニ 医薬品・医療用品類、ヌ 事務用品類、ネ 土木・建設・建築材料、ノ 警察用装備品類、ハ その他、ヒ 立木竹(物品の買受け)、フ その他(物品の買受け)

(2) 役務・賃貸等

ア 広告・宣伝、イ 写真・製図、ウ 調査・研究、エ 情報処理、オ 翻訳・通訳・速記、カ ソフトウェア開発、キ 会場等の借り上げ、ク 賃貸借、ケ 建物管理等各種保守管理、コ 運送、サ 車両整備、シ 船舶整備、ス 電子出版、セ その他

4 提出書類

(1) 申請書

組合ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請（以下「通常申請」という。）すること。

(2) 使用印鑑届兼委任状

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のものであること。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の2

〔法人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

(ア) 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(イ) 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(4) 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写）又は身分証明書（写）

ア 〔法人の場合〕 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法務局で発行したもので、発行後3か月以内のものに限る。）

イ 〔個人の場合〕 身分証明書（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課で発行したもので、発行後3か月以内のものに限る。）

(5) 財務諸表

直近1営業年度の次の書類

ア 〔法人の場合〕 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

イ 〔個人の場合〕 売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(2)から(5)はPDFファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

5 申請書の受付期間等

令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後9時までとする。

6 資格者名簿への登載期間

令和7年度及び令和8年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

7 資格者名簿に登載したときの通知

資格者名簿に登載したときは、当該資格者に通知する。

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度変更の手続きを行うこと。

(1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合

(2) 商号又は名称を変更した場合

(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名を変更した場合

(4) 受任者を変更した場合

(5) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 承継等による申請

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書を提出すること。

(1) 個人から法人となり承継をした場合

(2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合

(3) 法人が合併等により承継をした場合

10 その他

(1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行わない。

(2) 3の(1)及び(2)の種類を細分化するため、令和7年1月頃に追加調査する。

(3) 申請に関する問合せ先

奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

電 話 0197-24-5821

F A X 0197-24-5823

メール soumu@ok-gyousei.iwate.jp